

++++ 柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方

++++

整骨院・接骨院は、健康保険でかかることのできる範囲が決められています。
看板に健康保険取扱と表示されていても、適用されないケースもあるので。

健康保険が使える場合

- 転倒打撲や、スポーツでの捻挫、重い物を持った時に生じた痛み等、外部からの要因による打撲・捻挫・挫傷（肉離れ等）（出血を伴う外傷は除く）
- 骨折・脱臼
（応急処置の場合と医師の同意がある場合）

整骨院・接骨院で健康保険が使えない場合

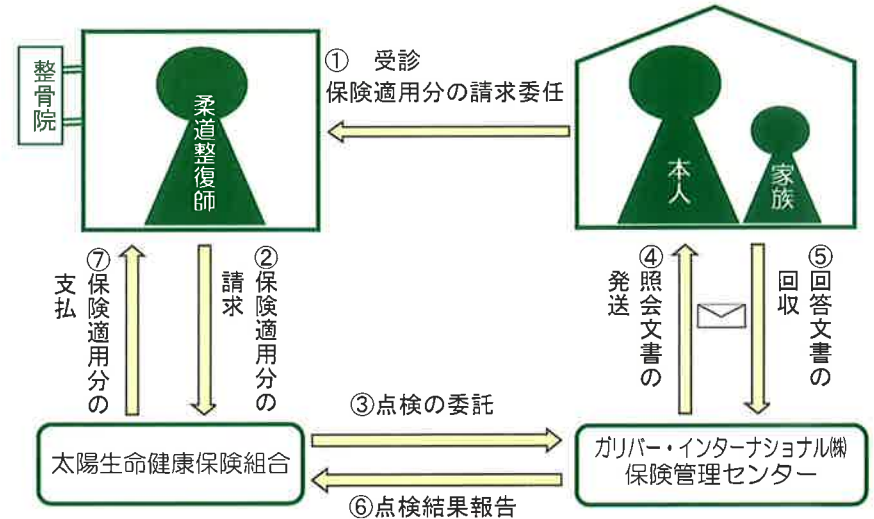
- 日常生活やスポーツ等での単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
- 打撲や捻挫が治った後のマッサージなど
- リウマチや関節炎など内因性の筋肉や関節の痛み
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状改善のない長期施術
- 椎間板ヘルニアなど医師が治療すべき病気
- 労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷

● こんな場合にもご注意 ●

- 保険医療機関（病院、診療所等）で同じ傷病の同じ治療を同時に並行して通院すると、整骨院・接骨院の費用には保険が適用されません。
（整骨院・接骨院に通院していて検査のために病院に行くことはできます。）
- 同じ傷病の治療に同時に2ヶ所以上の整骨院・接骨院に通院している人も保険が適用されない場合があります。
- 健康保険は治療を目的としたものであります。施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察をお勧めいたします。

施術内容を確認させていただきます。
照会文書は保険管理センターから送付します。

当組合では、医療費の適正化のために柔道整復師（整骨院や接骨院）での受診に伴う施術内容等の確認を実施しています。この確認は、当組合が点検機関（ガリバー・インターナショナル㈱保険管理センター）に委託して実施しています。点検機関から皆様を確認のための文書が送付されますので、回答期限までにご回答いただきますようご協力をお願いいたします。



ご自身で記入できるように必ず領収書を受取り、
施術内容を記録しておきましょう。
※領収書の無料発行は義務化されています。

柔道整復師に関する不明な点は、（平日 9:30~17:30）
保険管理センター 03-3661-3031 までお問合せください